

平成16年度税制改正に関する経済産業省意見のポイント

資料4(1)

経済活力を高める税制改革

企業行動の多様化に対応した税制基盤を整備するとともに、設備等の更新投資を促進する

◆欠損金に関する繰越期間の延長等

多様な企業行動に対して中立的な税制とするため、欠損金について繰越期間を延長(5年→7年)するとともに、凍結されている繰戻還付(1年)を復活

◆連結付加税の確実な廃止

連結経営による企業経営改革を促進するため、平成15年度末までの時限措置である連結付加税(法人税に2%上乘せ)を確実に廃止

◆投資事業有限責任組合制度の対象の拡充

企業の事業再編に必要な資金ニーズに応えるため、投資組合の投資先の制限を撤廃

◆設備の償却制度の見直し

自己資金の充実を通じ投資を促進するため、実態に応じ償却可能限度額(95%)を引上げ

◆エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長

地球温暖化問題への対応等の観点から、省エネ・新エネ設備等の導入を引き続き促進

中小企業・ベンチャー企業の活力を引き出す税制改革

中小企業の設備投資を引き出すとともに、やる気と能力にあふれるベンチャー・中小企業が資金調達しやすい環境をつくる

◆中小企業投資促進税制の延長

中小企業の生産性、国際競争力の向上に資する思い切った設備投資を可能とする「中小企業投資促進税制(30%特別償却又は7%税額控除)」を2年間延長

◆中小企業等の事業承継に資する非上場株式税制の見直し

ベンチャー・中小企業の事業承継等に資する非上場株式の譲渡益課税の負担を軽減(税率26%→20%)するとともに、金庫株の取得に係るみなし配当課税の見直しを行う

◆事業承継税制の拡充

中小企業の自社株に対する相続税課税価格の軽減措置の拡充(10%→50%)等

◆創業・ベンチャー企業への投資促進

ベンチャー企業投資の額だけ株式譲渡益の範囲で住民税の特例控除を行う制度を創設

経済活性化

税制改革及び年金制度改革の総合的な実施

個人等による株式・住宅・土地への投資の促進

個人が株式や住宅等への投資を行いやすい環境を整える

◆金融所得課税の一元化の推進

金融資産への投資を拡大するため、金融所得課税の損益通算の対象に「配当」を追加

◆非上場株式に関する譲渡益課税率の軽減等

非上場企業に関する直接金融の拡大や中小企業の自己資本充実を図るため、非上場株式の譲渡益課税率引下げ(26%→20%)等を行う

◆個人株主投資の促進

個人株主による小口の中長期的な証券投資の拡大を通じ、証券市場を活性化するため、特定の株式投資の株式譲渡益等を非課税とする

◆住宅ローン減税の延長等

住宅投資を拡大するため、住宅ローン減税制度の充実を図るとともに、期限の延長を行う

◆固定資産税の負担水準の引下げ等

資産デフレを解消等するため、商業地等にかかる固定資産税の負担水準(60~70%)を引下げるとともに、土地等の買換え時の課税特例を2年間延長する

年金関連税制の見直し

年金制度全体の見直し・再構築の動向を踏まえながら、年金関連税制を見直す

◆特別法人税の撤廃

「拠出時・運用時非課税、給付時課税」の観点から、年金等積立金の運用段階を対象とした特別法人税(現在凍結中、税率1.173%)を撤廃

◆確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等

確定拠出年金を基幹的な企業年金として位置づけるため、拠出限度額(確定給付年金を持たない企業では、月3.6万円/人、持つ企業では、月1.8万円/人)の引上げ等を行う。

今後の検討課題

- ・法人税率の引下げの検討
- ・組織法制の見直しに対応した税制の整備
- ・少子高齢化に対応した各種控除の見直し
- ・地方税の構造改革
- ・納税者番号制の導入

平成15年度税制改正において 実現した主要項目の政策効果

平成15年8月
経済産業省

【 目 次 】

．政策減税の効果について	-----	1
．平成15年度税制改正の主要項目		
1．研究開発税制の抜本強化	-----	4
2．IT投資促進税制の創設	-----	6
3．産業再生税制の拡充	-----	8
4．ベンチャー支援税制 - エンジェル税制の抜本的拡充 -	-----	9
5．中小企業の挑戦を支援する税制	-----	10

政策減税の効果について

1. 研究開発促進税制 (参照 P4)

(前年度等から増加した研究開発投資額のみを15%の税額控除

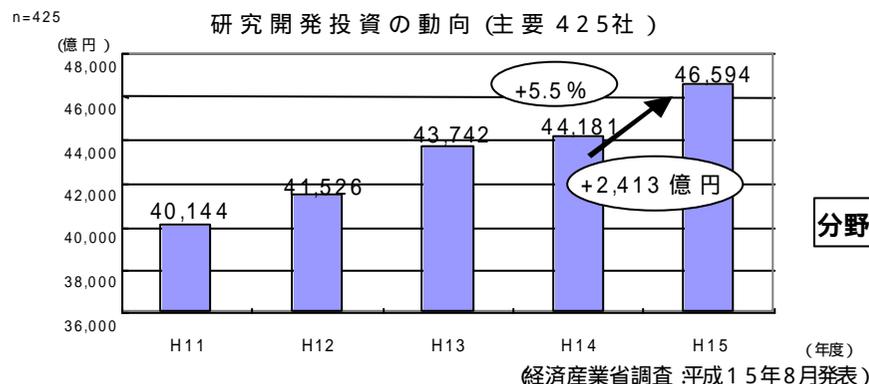
⇒ 研究開発投資額の10～12%を税額控除、研究開発用設備の50%を特別償却)

15年度研究開発投資 (主要425社調査) は、前年度比 + 5.5% (14年度は + 1.0%) の大幅増加 (+ 2,400億円)。うち研究開発用設備については、+ 15.4% (14年度は + 3.8%)。業種別では、精密機械工業、医薬品業の研究開発投資の伸びが顕著。

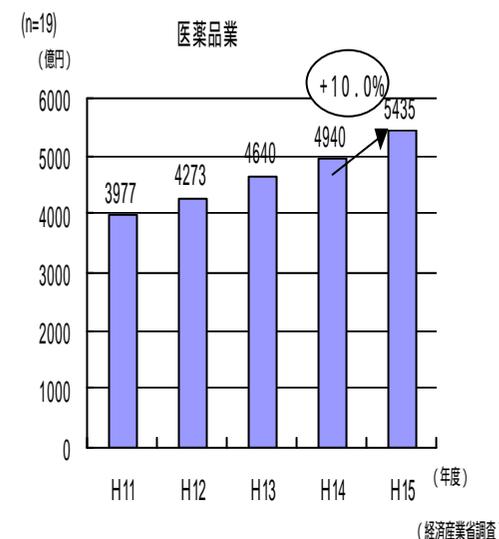
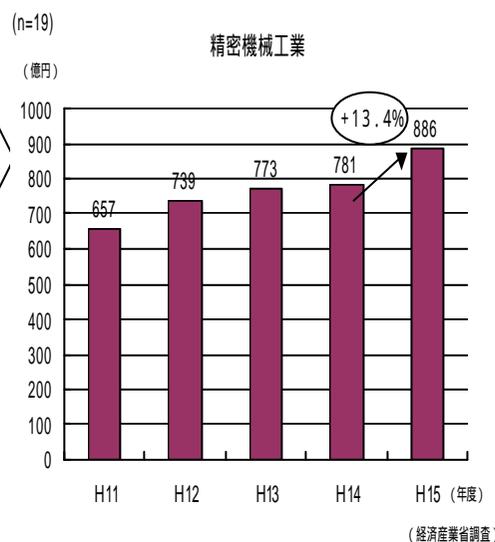
(15年度、それぞれ + 13.4%、+ 10.0%)

大学等との共同研究、委託研究についても、増額が見込まれている。

(15年度、それぞれ + 22.5%、+ 8.9%)



分業別



研究開発設備投資の動向

(単位: 億円、%)

	14年度投資額	15年度投資額	伸び率
全産業	3,988	4,601	15.4
製造業	3,475	4,095	17.8
うち基礎素材産業	846	1,026	21.3
うち加工組立産業	2,630	3,070	16.7
非製造業	512	506	-1.2

(経済産業省設備投資調査 (資本金1億円以上の企業を対象))

2. IT投資促進税制 (参照 P6)

(ITハードウェア、ソフトウェア投資額の10%税額控除又は50%特別償却の選択が行える制度新設)

IT投資全体では、対前年比で14年度の 5.5%から15年度は + 3.3%と反転。
パソコンの国内出荷台数は、15年第 2四半期は前年同期比 + 4%の伸びとなった。出
荷台数がプラスに転じたのは2年振り。

情報関連投資額+ソフトウェア支出額の動向 (858社)

	昨年調査		本年調査	
	13年度	14年度伸び率	14年度	15年度伸び率
全産業		-5.5		3.3
製造業		4.7		9.9
うち電気機械		-5.9		38.8
うち自動車		22.2		35.2
非製造業		-13.5		-3.1
うち情報処理業		7.7		20.4

(経済産業省設備投資調査(資本金 1億円以上の企業を対象)平成 15年7月発表)

パソコン出荷実績発表 (電子情報技術産業協会)

(平成 15年7月24日)

平成 15年4 - 6月期の国内PC本体の出荷台数は、
252万台、対前年比4%増となった。台数ベースでは
2年振りにプラスに転じた。

用途別に分析すると、ビジネス市場では、年明けから
IT投資促進税制が施行されたことなどを背景に、これ
まで先送りされていたリプレース、増設需要が立ち上が
って来ている。

3.産業活力再生 (参照 P8)

(事業革新向け設備につき、最大24%の特別償却

→先端的な設備投資につき、最大40%の特別償却)

改正産業活力再生法により、15計画を認定(平成15年8月)。うち2件が、実証1号機の特別償却等の税制措置を利用した認定案件(3年間で約2,000億円、雇用創出約2,000名の予定)。

4.新エンジェル税制 (参照 P9)(ベンチャー企業への投資額を株式譲渡益から控除する制度を新設)

新税制の創設により、既に約120億円規模の新規ベンチャー投資(投資家数約3,000名)の募集が計画されている(ヒアリング調査)。

5.中小企業における税制 (参照 P10)

(8割の中小企業の留保金課税の停止、30万円未満(従来は10万円未満)の資産の即時償却)

内部留保の積み増しが行われ、財務体質の強化により、金融機関との交渉が円滑化(ヒアリング調査)。

少額減価償却資産の特例措置の範囲の拡大により、小規模機械、工具、パソコン、コピー機等のOA機器が対象となり、これらの資産の取得の円滑化により、職場環境の改善、経営の効率化につながるなどの企業の声(同上)。

平成15年度税制改正の主要項目

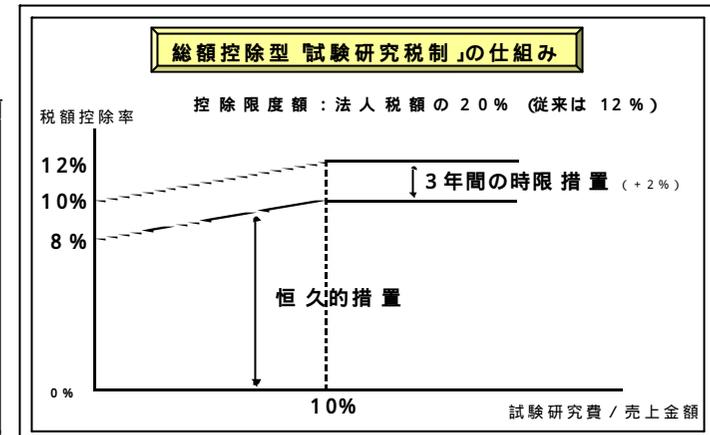
1. 研究開発税制の抜本強化

近年の経済状況下において、必ずしも有効に機能しなくなってきた研究開発費の増加分に着目した従来制度に代えて、研究開発投資に対するインセンティブ効果を最大限発揮する制度として、研究開発費総額の一定割合を税額控除する制度をはじめ、以下の制度を創設。(減税規模：約6,000億円)

【15年度改正の内容】

(1) 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設

試験研究費売上高比率に応じた傾斜型税額控除率の設定	
・ 3年間の時限措置	10% ~ 12%
・ 恒久的措置	8% ~ 10%
従来制度は、増加分の15%	
税額控除限度額	法人税額の20% (従来：12%)
未使用税額控除額の1年間繰越可能 (従来：繰越制度なし)	



(2) 産学官連携促進特別税額控除制度の創設 [税額控除率: 3年間の時限措置一律15%、恒久的措置一律12%]

- ・ 民間企業が産学官連携により共同研究又は委託研究を行った場合には、高い税額控除率を設定。

(3) 中小企業技術基盤強化税制の拡充 [税額控除率: 3年間の時限措置一律15%、恒久的措置一律12%]

- ・ 中小企業についても経営基盤が弱いことを考慮し、高い税額控除率 (従来10%) を設定 (後掲)

(4) 試験研究用資産の特別償却制度の創設

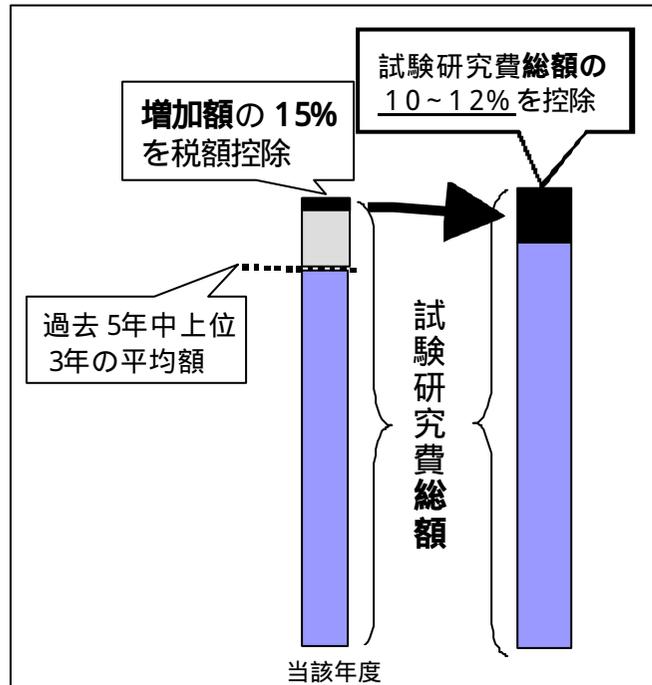
- ・ 試験研究用機械及び装置等については、**50%** の特別償却制度を適用 (適用期間3年)
普通償却と合わせると初年度において94%程度 (定率法) の償却が可能

【制度の効果】

- ・ 増加型に加えて総額型控除制度の導入により、デフレ経済下においても研究開発に取り組む全ての企業がその恩恵を享受可能になる。
- ・ 個々の企業の減税規模を見ても、同一企業が日米それぞれの研究開発税制を利用したときの税額控除額を比較した場合、日本は米国の3.5～4倍。
- ・ 幅広く活用される 大胆な減税規模の制度創設により、研究開発力・付加価値創造力の増強を通じて我が国経済の足腰を強化し、産業フロンティアを拡大、新たな雇用を創出。(デフレ脱却と構造改革の双方に資する。)

(従来制度)

(新制度)



日米における減税額比較 (同一企業が同条件で日米それぞれの制度を利用した場合)

		日本	米国
A社 (機械)	売上金額 : 9,000	50	13
	試験研究費 : 450		
	試験研究費割合 : 5.0%		
B社 (IT)	売上金額 : 16,250	151	42
	試験研究費 : 1,300		
	試験研究費割合 : 8.0%		

A社は、約4倍
B社は、約3.5倍
米国制度に比べて日本の方が控除額が大きい。
(ただし、税額控除額の上限を考慮しない場合)

2. IT投資促進税制の創設

IT投資を促進することで、企画・開発・生産・販売等の全ての段階における企業経営の効率化と新たなビジネス・モデルの創出を加速し、我が国産業の競争力を強化するため、ソフトウェア、ハードウェアの双方の投資について、税額控除及び特別償却を認める制度を創設。

(減税規模：約6,000億円強(うち中小企業2,000億円))

【15年度改正の内容】

全ての企業(青色申告企業)が行うIT投資に対して、10%の税額控除と取得資産の50%の特別償却の選択適用を認める制度を創設。

(1) 減税の対象となるIT投資

ソフトウェア投資

- ・受託開発ソフトウェア、パッケージソフトウェア、自社開発ソフトウェア等

定義：電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの及びこれに関連するシステム仕様書その他の書類に限るものとし、複写して販売する原本及び開発研究の用に供されるものを除く。

ハードウェア投資

- ・電子計算機(パソコン、サーバーなど)及び付属装置(ストレージ、プリンタなど)
- ・通信関連機器(ルーター・スイッチ、無線LAN装置など)
- ・事務用機器(デジタル複写機など)
- ・その他(デジタル放送受信設備、インターネット電話設備など)

(2) リース

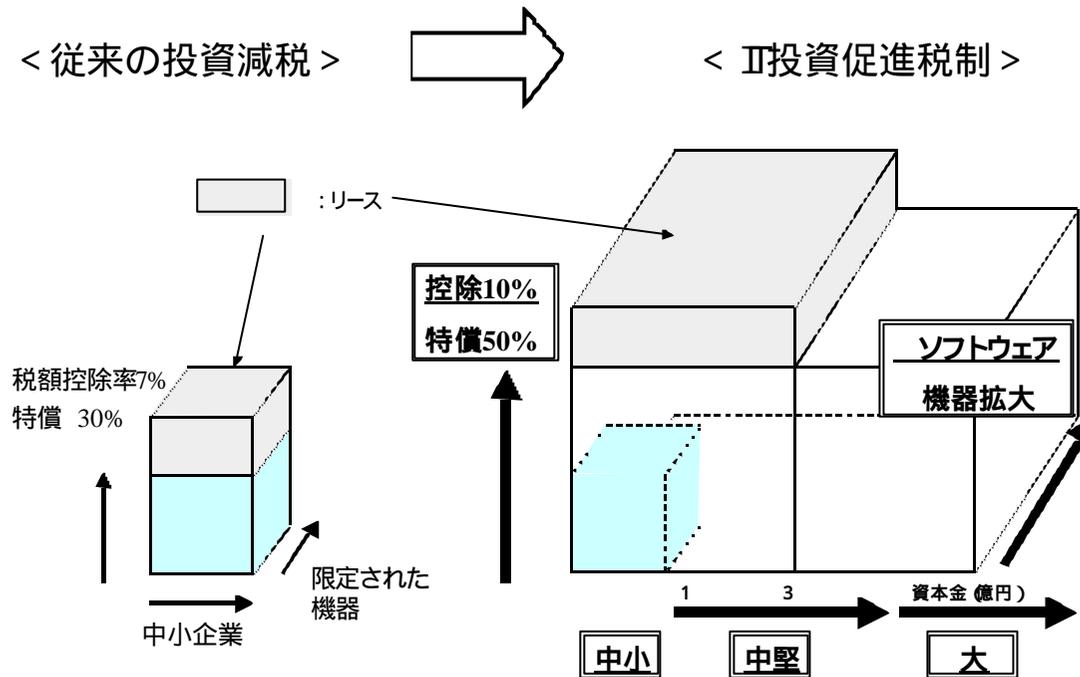
中小・中堅企業のIT投資がリース中心であること、現下の厳しい経済情勢を打開する必要があること、などを踏まえ、資本金3億円以下の企業に関しては、税額控除の対象にリース(リース料金総額の60%)も含める。

(3) 法人税額の20%を上限、超過分は1年分繰越し可能

【制度の効果】

現下のデフレ経済の閉塞状況を打開するとともに、将来にわたる我が国経済発展の基盤を強化するため、国際的にみても資本蓄積の薄い我が国企業のIT投資を、従来の設備投資減税を大幅に上回る規模で、税制面から支援。

これにより、短期的需要喚起、中小企業から大企業に至るまで、それぞれの状況に応じた経営改革、新分野進出等のための「攻めのIT投資」の促進が期待される。



措置内容、対象企業、対象資産、リース税額控除の適用企業 の拡大

3. 産業再生税制（産業活力再生特別措置法に係る税制措置）の拡充

産業活力再生特別措置法を抜本強化し、登録免許税の軽減措置等に加え、企業と企業の壁を越えた事業再構築・産業再編、非効率な設備の廃棄と最新設備の導入等を促進するため、産業再生税制を拡充。

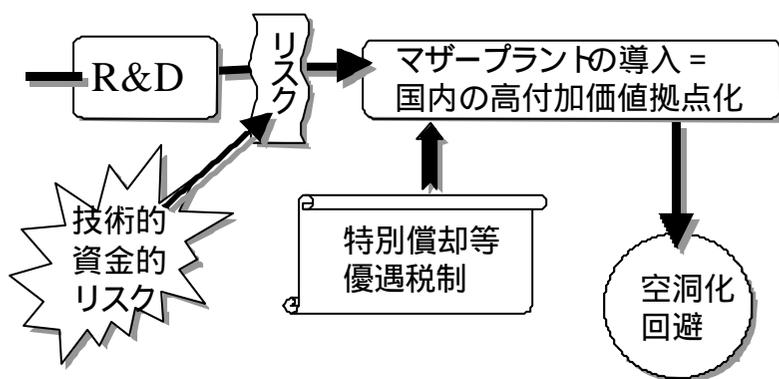
【従来の制度】

- ・ 認定事業再構築計画に基づく登記に係る登録免許税の軽減（0.7% 0.15%）
- ・ 欠損金の繰越期間の延長（5年 7年）又は繰戻還付の凍結解除（前1年）
- ・ 共同出資子会社への現物出資の譲渡益課税の繰延 等

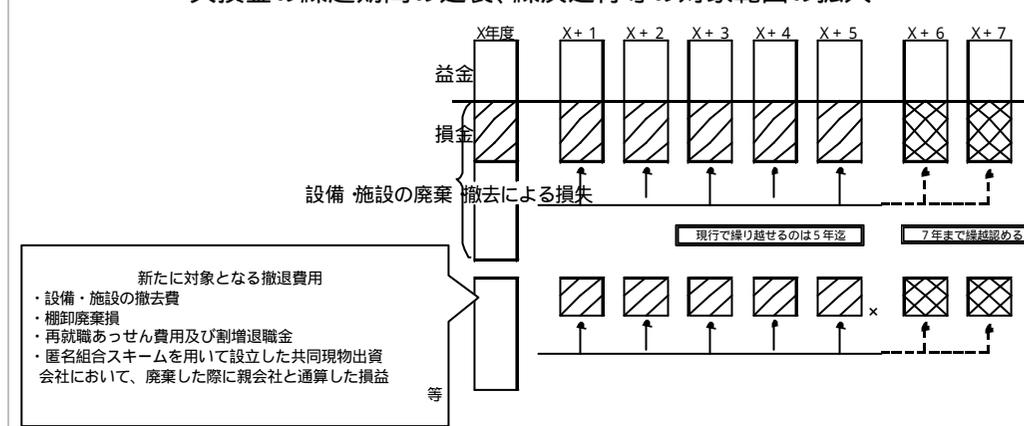
【15年度改正の内容】

- ・ 上記措置の拡充及び適用期限の延長
- ・ 革新的最新設備(マザープラント)の導入に関し、特別償却を認める。
- ・ 欠損金の繰越期間の延長に関し、繰越対象に事業撤退に必要な費用（再就職支援金や割増退職金など）を加えるなどの拡充を図る。 等

革新的新規設備投資に対する税制措置



欠損金の繰越期間の延長、繰戻還付等の対象範囲の拡大



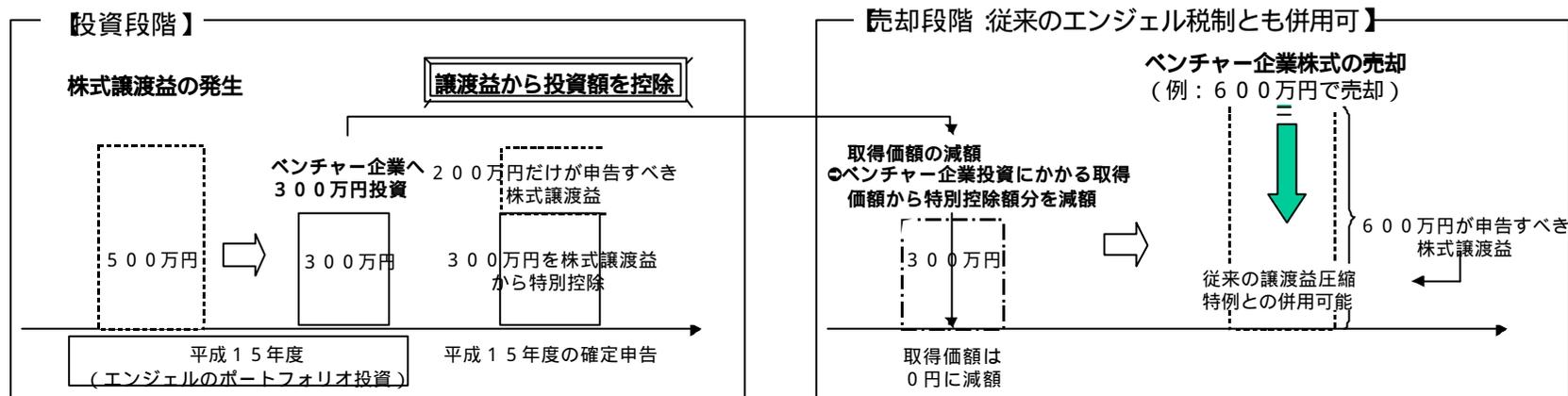
4.ベンチャー支援税制 - エンジェル税制の抜本的拡充 -

我が国経済活性化の源泉たるベンチャー企業への投資に限り、一般の株式の株式譲渡益の範囲で控除を行う制度を創設。併せて、従来のエンジェル税制について、制約要因となっている適用要件についても大幅に緩和。

【15年度改正の内容】

控除制度の創設

ベンチャー企業への投資額につき、同一年分の株式譲渡益額を限度として、株式譲渡益額から控除することを認める。なお、その場合、当該ベンチャー企業株式の取得価格は、当該控除額を減額したものとして扱う。



適用要件の緩和

- ・ベンチャー企業の要件：外部資本要件を「1/3 1/6」に緩和する。
- ・エンジェルの要件：公開後1年以内譲渡の要件を公開後3年以内譲渡に緩和する。

【制度の効果】

投資段階 (= 入口) におけるインセンティブを付与することにより、株式譲渡益を活用したベンチャー企業への再投資による株式市場の活性化という「好循環」が形成。同時に適用要件を緩和することにより対象企業が拡大。

5. 中小企業の挑戦を支援する税制

1. 留保金課税の停止措置

不良債権処理の加速化、資金調達環境の更なる悪化の中で、中小企業に残された手段は自己資本の充実。将来の投資に備え、内部留保を充実させ、中小企業の成長を促すため、留保金課税の停止措置を講じた。
(減税規模：約 1,400 億円)

【従来の制度】

間接的に配当を促すため、同族会社（3 人以下の株主で、持株割合が 50%以上となる会社）が内部留保した金額に対して、追加的に課税。

留保控除額：以下の基準の中で最も大きい金額

所得基準額：所得 × 35%、定額基準額：1,500 万円

積立金基準額：期末資本金の 25%相当額 - 利益積立金

税率：留保金額が年 3 千万円以下；10%、1 億円以下；15%、1 億円以上；20%

【15 年度改正の内容】

自己資本比率 50% 以下の中小法人（資本金 1 億円以下）について留保金課税を停止。

これにより、全中小法人の 8 割以上が課税停止の対象となる。

なお、現行の以下の特例については、平成 15 年度改正後も存続。

創業 10 年以内の中小企業及び新事業創出促進法認定企業については留保金課税を停止。

前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が 3% 超の中小企業については、留保金課税を停止。

2. 事業承継税制の拡充：自社株に対する軽減措置の拡充

自社株に対する軽減措置の諸要件を見直し、より多くの方が、より大きな軽減措置を受けられるよう、拡充措置を講じた。

【従来の制度】

- ・ 選択要件： 小規模宅地特例と自社株特例のどちらかしか利用できない。
- ・ 対象会社要件： 発行済み株式総額10億円以上（相続税評価額ベース）の会社は特例を利用できない。
- ・ 被相続人要件： 本人と、これと生計を一にする者（妻など）とだけで、50%以上を保有していないと特例を利用できない。
- ・ 相続人要件： 申告期限まで自社株式を保有していること。申告期限を経過するときに役員として経営に参画していること。
- ・ 軽減対象の上限： 発行済み株式総数の3分の1まで、3億円までしか特例が適用されない。
- ・ 軽減率： 相続税の課税価格の10%を軽減。

【15年度改正の内容】

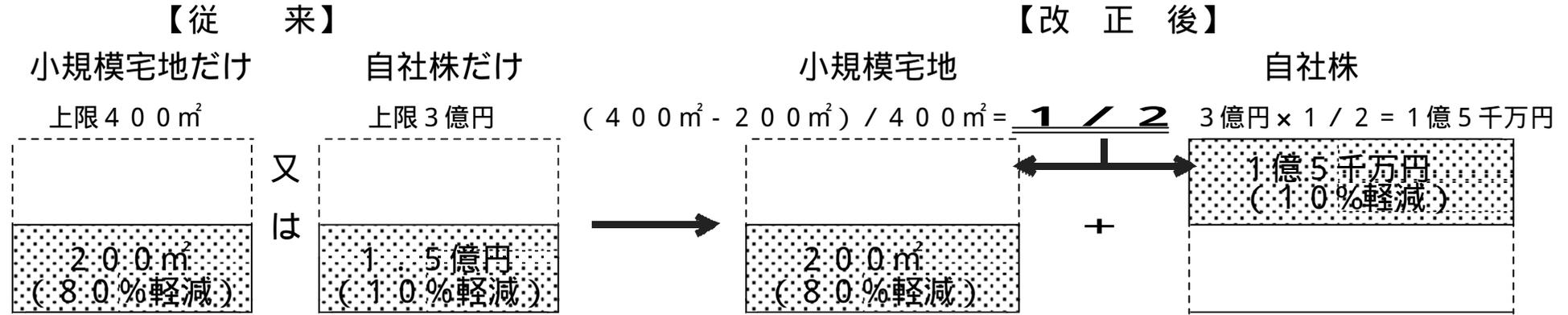
- 一定の範囲内で、宅地と株の特例を両方利用できるよう見直し
- 発行済み総額20億円未満の会社まで利用できるよう対象拡充
- 同族関係者（6親等内の親族等）で50%超保有していれば利用できるよう要件緩和
- 発行済み株式総数の3分の2まで特例対象となるよう拡充

これにより、利用できる者が相当程度増えるとともに、軽減額も拡充されることとなる。

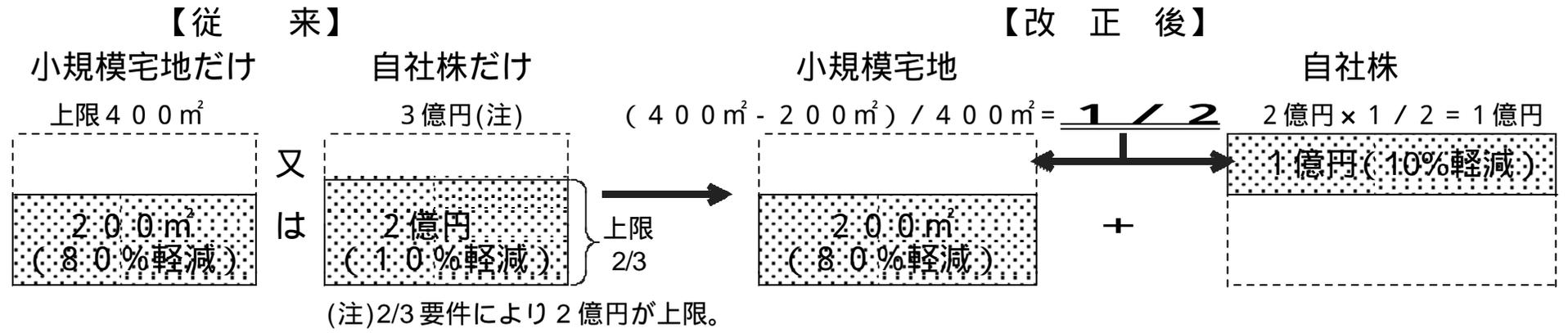
(参考) 自社株特例と小規模宅地特例の選択要件の見直し

【従 来】 自社株特例と小規模宅地特例のどちらかしか利用できない。(選択制)
 【改正後】 小規模宅地特例を利用して、特例の上限(事業用であれば400㎡)に満たない場合は、上限に満たない部分の割合(200㎡利用であれば1/2)を自社株特例の上限(3億円または発行済株式総額の2/3のうち低い方)に乗じた額を限度として、自社株特例の利用を可能とする。

(例1) 自社株1.5億円(発行済株式総額6億円) 事業所200㎡を相続する中小企業経営者の場合



(例2) 自社株3億円(発行済株式総額3億円) 事業所200㎡を相続する中小企業経営者の場合



3 . 中小企業技術基盤強化税制の拡充

日本の将来を支える中小企業の技術力強化を強力に推進すべく、中小企業技術基盤強化税制の恒久化を図るとともに、大幅に拡充。(減税規模：約 260 億円)

【従来の制度】

中小企業の支出した試験研究費の 10% を税額控除。適用期限：平成 15 年 3 月 31 日まで。

【15 年度改正の内容】

制度の恒久化を図るとともに、税額控除率を 15% (3% 分は当面 3 年間の措置)(現行 10%) に引上げ
併せて、税額控除限度額を法人税額の 20% (現行 15%) に引上げ
新たに、控除限度額を超えた試験研究費についての 1 年間の繰越控除を認める。

4 . 中小企業の少額資産損金算入制度の拡充

すべての中小企業を対象に、あらゆる資産への投資を促進し、活力を引き出すため、損金算入できる少額減価償却資産の価額要件を、思い切って 30 万円まで引き上げた。(減税規模：約 600 億円)

【従来の制度】

取得価額 10 万円未満の減価償却資産について、損金算入(即時償却)を認める。

【15 年度改正の内容】

投資年度に全額を損金算入できる少額減価償却資産の取得価額要件を、対象資産の限定なく、30 万円に引き上げ。これまでで最高額の取得価額要件を実現。

平成16年度税制改正に関する経済産業省意見
(概要)

平成15年8月
経済産業省

目 次

.平成16年度税制改正に関する基本的考え方	2
.平成16年度税制改正に関する基本的視点	3
.経済活性化に向けた税制改革	
1.企業行動の多様化に対応した税制基盤の整備	
(1)欠損金の繰越期間の延長等	4
(2)連結付加税の廃止	5
(3)投資事業有限責任組合制度の対象の拡充	6
(4)事業再生の促進	7
2.設備等の更新投資の促進	
(1)残存価額の引下げ及び償却可能限度額の引上げ	8
(2)エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長	9
(3)中小企業投資促進税制の延長	9
.個人等の投資を促進する税制改革	
1.金融 証券市場の改革	
(1)金融課税一元化の更なる推進	10
(2)個人株主投資促進税制の創設	11
2.住宅・土地取引の拡大策	
(1)住宅ローン減税の延長	12
(2)固定資産税の負担水準の引下げ等	13
.中小企業・ベンチャー企業の活力を引き出す税制改革	
1.中小企業投資促進税制の延長	14
2.中小企業の事業承継等に資する非上場株式の譲渡益課税等の軽減・見直し	15
3.事業承継税制の拡充	16
4.創業・ベンチャー企業への投資促進	17
.年金関連税制の見直し	18
.その他の租税特別措置(主要項目)	19
.今後の検討課題	26

.平成16年度税制改正に関する基本的考え方

我が国の経済活力の向上を図り、国民生活の豊かさを持続的に向上させるために、経済産業省は経済構造改革を始めとする数々の改革を推進してきた。それらの改革の一環として、国際競争力強化・事業再生の観点から、欧米並みの水準を目指し2度にわたる法人税率の引き下げ(37.5%→30%)を行い、組織再編に関する税制(企業組織再編税制、産業再生法の拡充強化等)や企業行動の多様化に対応した税制ルール(連結納税制度等)を整備してきた。加えて、年金制度については、確定拠出年金及び確定給付年金制度の創設を行った。また、個人・企業の投資促進の観点から、パソコン減税や住宅ローン減税等をはじめとした、設備、住宅・土地及び証券に関する投資減税を実施し、さらに、ベンチャー・中小企業振興の観点からは、エンジェル税制の拡充、中小企業投資促進税制や中小企業の事業承継税制の創設に取り組んできた。

特に、平成15年度税制改正においては、多年度税制中立の初年度として経済情勢を踏まえ、経済の活性化を主目的として研究開発税制及びIT投資減税をはじめとした、1.8兆円規模の大減税を実現した。これらの税制改正は今後数年間にわたって我が国経済の活性化や国際競争力の強化に資することとなるが、既に、それらの成果として企業の研究開発、IT投資、事業再編に対する姿勢は中小企業を含めて積極化しており、また、エンジェルによるベンチャー投資も活発化しつつある。

【資料6(2)】

平成16年度においても、引き続き、産業活力の向上に必要なきめ細かい税制改革を推進するとともに、個人やベンチャー・中小企業の投資意欲を引き出すための環境の整備を行う。近年の改革により法人税をはじめ、企業の税負担は相当低下し、組織再編や企業行動の多様化に対応した税制ルール等も整備されてきたが、一方で社会保険料など税以外の企業負担が増大している。企業活力を維持する観点から、年金制度改革を視野に入れ、所要の税制改革等に積極的に取り組んでいく。

平成16年度税制改正に関する基本的視点

以下の3つの視点に基づき、我が国の経済の活性化を目指した「税制改革」を更に押し進めるとともに、これと「年金制度改革」を総合的に進める。

視点1 経済の活力を高める改革の推進

産業再生・早期事業再編等を促進する

- ・ 欠損金に関する繰越期間の延長等、連結付加税の確実な廃止、投資事業有限責任組合制度の対象の拡充、償却可能限度額等の見直し、早期事業再生の促進

個人等が株式や住宅への投資を行いやすい環境を整える

- ・ 金融課税一元化の推進、個人株主投資プラン(PEP)の導入、非上場株式に関する譲渡益課税率の軽減のための税制整備
- ・ 住宅ローン減税の延長、固定資産税の負担水準の引下げ等

視点2 我が国の経済の基盤である中小企業の活性化

中小企業の活力を引き出す

- ・ 中小企業投資促進税制の延長

中小企業の事業承継の円滑化を図る

- ・ 非上場株式の譲渡益課税等の軽減・見直し、事業承継税制の拡充

やる気と能力にあふれるベンチャー・中小企業が資金調達しやすい環境をつくる

- ・ 非上場株式に関する譲渡益課税率の軽減、創業・ベンチャー企業への投資促進

視点3 高齢者福祉等に関する負担を公正に分担し、経済との調和、国民への安心の提供を可能とする年金制度の確立

年金制度全体の見直し・再構築の動向を踏まえながら、年金関連税制を見直す
特別法人税廃止(給付時課税の確立)、確定拠出年金の拠出限度額の拡大

経済活性化に向けた税制改革

1. 企業行動の多様化に対応した税制基盤の整備

(1) 欠損金の繰越期間の延長等

現状の欠損金制度は、リスクの高い事業に挑戦する事業者や事業再生を目指す事業者等に不利な制度となっている。果敢にリスクのある事業に挑戦出来る環境の整備と多様な企業行動に対する税制の中立性確保、キャッシュフローの改善による事業再生の円滑化の観点から、欠損金の繰越期間の延長及び繰戻還付制度の凍結解除を行う。(既に産業再生法、中小創造法等の認定企業に適用例あり。)

1. 現行制度

一般企業 (青色申告企業) の欠損金の繰越期間は5年と規定され、繰戻還付 (1年) は凍結されている。

欠損金の繰越が5年・7年の場合の税負担の比較

		0期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	合計
利益		650	100	100	100	100	100	100	100	50
欠損金の繰越 5年の場合	繰越欠損金	0	650	550	450	350	250	0	0	-
	課税所得	0	0	0	0	0	0	100	100	200
税額		0	0	0	0	0	0	40	40	80
欠損金の繰越 7年の場合	繰越欠損金	0	650	550	450	350	250	150	50	-
	課税所得	0	0	0	0	0	0	0	50	50
税額		0	0	0	0	0	0	0	20	20

(注: 法人税率は4.0%と仮定)

繰越期間を5年から7年に延長することで、企業は2年分 (6・7年目) の収益計画に基づき、よりリスクのある (投資額の大きい) 投資・大胆な事業再生計画を決定しやすくなる。

- 繰越期間5年の場合: 5年間の収益計画に基づき0期の初期投資額を500までにおさえる可能性有り。
- 繰越期間7年の場合: 7年間の収益計画に基づき0期の初期投資額を700まで拡大できる。

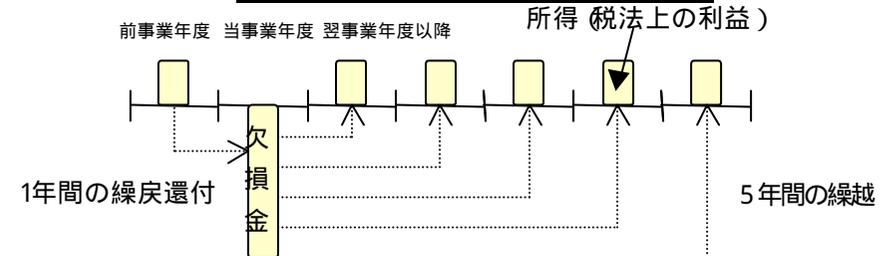
繰越期間を7年に延長することでよりリスクある事業に挑戦できる!

欠損金制度の諸外国比較

	日本	アメリカ	ドイツ	イギリス
欠損金の繰越	5年	20年	無期限	無期限
欠損金の繰戻還付	1年 ¹	2年	1年	1年
帳簿保存期間	7年 ²	無期限	6年	6年
立証責任	課税庁	納税者	納税者	納税者

- H4より租税特別措置により停止
- 保存負担軽減のため、所得計算に直結する事が少ないと思われる一部の書類は5年でよいとの規定有り。

欠損金の繰越及び繰戻還付の仕組



* 欠損金を還付申請するか繰越すかは法人の任意適用。ただし、還付を受けた欠損金の翌期以降への繰越は不可。

2. 改正案

企業規模、形態を問わず、すべての法人について、帳簿保存期間等を勘案し、繰越期間を7年間に延長するとともに、繰戻還付 (1年) を復活する。

(2) 連結付加税の廃止

連結納税制度は、連結経営の導入による企業経営改革を促進し、我が国産業の競争力強化に資するものであるが、連結付加税の存在により多くの企業が本制度の導入を見合わせている。連結納税制度の広範な活用を実現するため、付加税を期限通り(H16年3月)確実に撤廃する。

1. 現行の連結納税制度

親会社と同一視しうる子会社群(直接・間接100%子会社)を含めたグループを一つの「課税単位」として課税する制度。

連結所得金額はグループ内の親会社及び子会社群の所得と欠損を通算して算出。

制度創設後2年間に限り、制度を採用した企業に対して法人税率に2%の付加税を課す。

(平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度限り)

2. 連結納税制度の問題点

連結納税制度を導入したグループが少ない。

承認申請件数は282グループ(全上場・店頭登録企業数3682社の7.6%)にとどまっている【H14年12月】。

連結納税制度を導入しない最大の理由は連結付加税の存在。

日本経団連調査(会員企業664社対象 H14年11月)

116社(平成14年度連結納税未申請企業の21%)は、連結付加税が撤廃されれば導入を申請すると回答。これは、付加税のある現行制度下で導入を検討している企業の約4倍に相当。

財務省調査(上場、店頭登録企業3,305社から回答 H14年11月)

財務省調査3305社からの回答ベースで13%の企業が導入しない理由に連結付加税を挙げている。

3. 要望内容

適用期限が平成16年3月31日となっている連結付加税を、期限通りに確実に撤廃する。

(3) 投資事業有限責任組合制度の対象の拡充

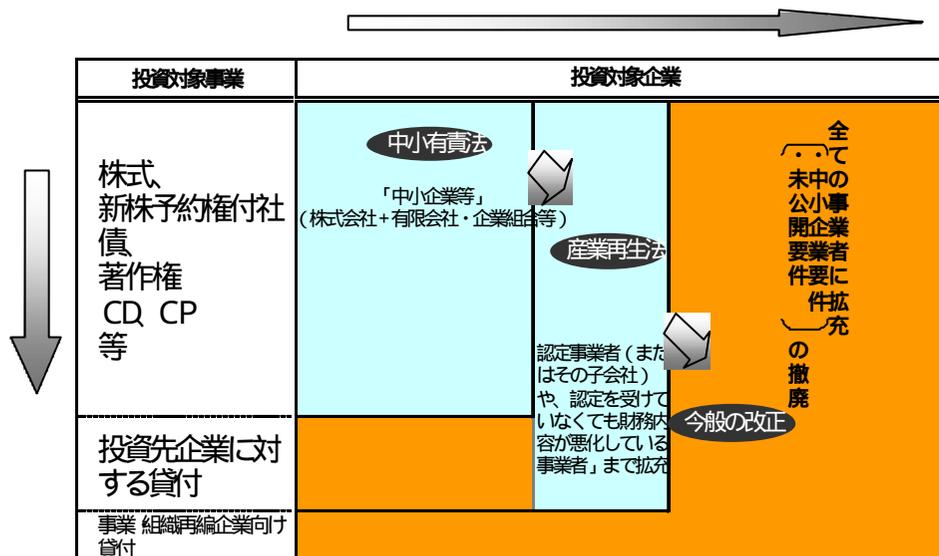
企業の事業・組織再編のための重要な手法となりつつあるバイアウト（既存の企業から活用可能な経営資源を切り出した上、独立の形態又は別組織に移転して有効に活かす手法）のための資金ニーズに十分対応するため、中小有責法（中小企業等投資事業有限責任組合法）を改正し、国内投資家の資金がこうした事業再編向けの投資へと向かいやすくなるよう環境を整備する。

1. 現行法制

平成10年に中小・ベンチャー企業へのリスクマネー供給拡大のために民法上の組合の特例として創設。本法の定める投資事業組合は、業務を執行しない組合員は全員有限責任である、民法上の組合と同様組合への法人課税ではなく、組合構成員段階で課税される、という特徴を備えている。ただし、投資対象企業が「中小企業等」に限定されており、バイアウトの資金ニーズに十分に対応できない。

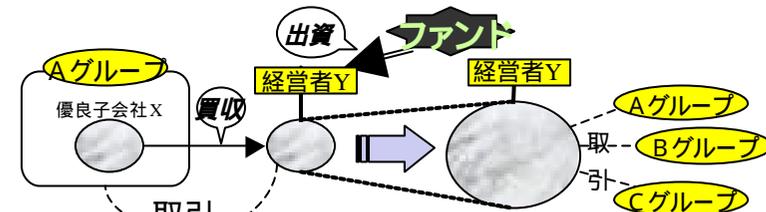
2. 改正案

投資対象企業の制限を撤廃し、全ての事業者に対し投資ができるよう拡充すると共に、事業再編の対象となる企業への貸出業務を業務内容に加えることにより、リスクマネーの供給円滑化を図る。

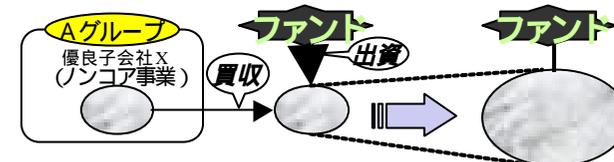


バイアウトの主な事例

1. MBO (マネジメントバイアウト) : 経営者による企業買収《グループ会社系》



2. ノンコア事業の切り出しによる事業拡大《グループ会社系》



(4)事業再生の促進

事業再生に際して債務免除が行われる場合、まず株主が責任をとるために減資を行い過去の損失の穴埋めを行ってから、増資を行うことが通例である。しかしながら現行制度下において上記の手続きを踏むと、地方税負担の増加や債務免除益と相殺できる欠損金の額の減少を招くことから、事業再生を阻害してしまう。この障害を除去することにより、事業再生を促進する。

過度な税負担の防止 (欠損^{てんぼ}填補を行った場合の法人事業税の課税標準の適正化)

1.現行制度及び問題点

事業再生の過程で減資による欠損填補を行った場合、資本金は減少するが「資本等の金額（外形標準課税の資本割、法人住民税の均等割の課税標準）」は変化しない。また、事業再生時には減資と同時に増資やD E Sを行うため、資本等の金額は再建後の方が拡大し、再建前より多くの課税負担が生じてしまう。資本等の金額が事業活動の規模を適切に表すよう、算定方法の適正化が必要である。

2.改正案

無償減資した金額のうち、欠損填補に当てた金額を外形標準課税の資本割、法人住民税の均等割の課税標準である資本等の金額から控除し、再建途上の企業の税負担を適正化する。

抜本的な再建計画立案の促進 (期限切れ繰越欠損金の拡大 算出方法の適正化)

1.現行制度及び問題点

事業再生時においては、通常の欠損金（5年分）以外に期限切れの繰越欠損金を債務免除益との相殺に活用できる。この際、相殺に活用できる欠損金額は、資本積立金額を控除した残額とされているため、無償減資を行った企業（資本積立金が拡大）は不利となる。株主責任を明確化する無償減資を行った企業に不利な取扱とならぬよう繰越欠損金の算出方法の適正化が必要である。

2.改正案

事業再生時に債務免除益との相殺に活用できる期限切れ繰越欠損金の算定に際して、資本積立金を控除しないこととする。

2.設備等の更新投資の促進

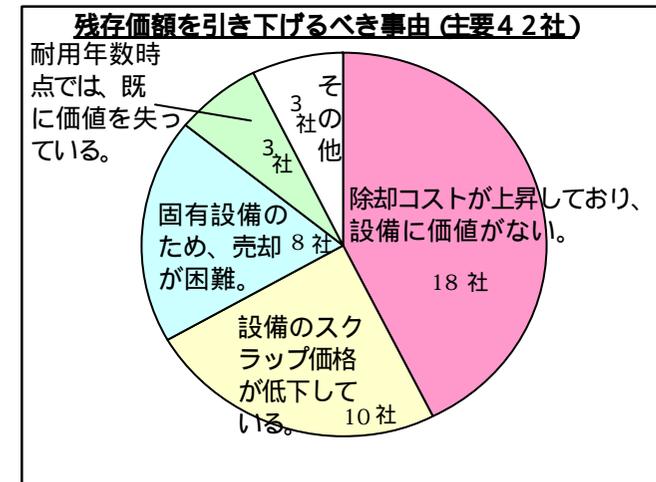
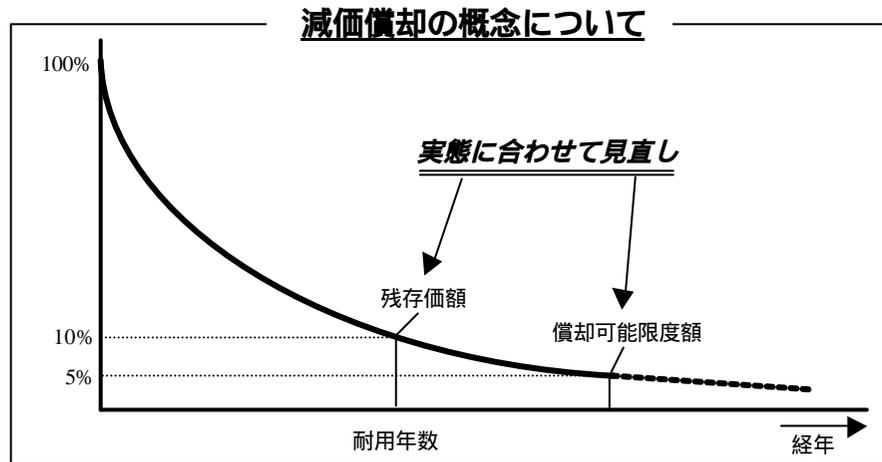
(1)残存価額の引下げ及び償却可能限度額の引上げ

我が国企業が持つ旧式な過剰設備を廃棄し、新規更新投資を促すことは、生産性の向上を通じて、国際競争力の確保につながる。このため、実態と乖離している減価償却制度における残存価額の引き下げ及び償却可能限度額を引き上げることにより企業のキャッシュフローを改善する。

1.現行制度

現行の残存価額は、ソフトウェア等無形固定資産及び家畜類を除いて、取得価額の10%（耐用年数経過後更に5%まで償却が可能。）となっている。企業では、残存価額を控除した金額分しか、減価償却を行うことが出来ない。

本制度の下では、当該設備の時価がゼロ近傍となっても、簿価が5～10%の範囲で残存することとなる。



2.改正案

減価償却制度における残存価額及び償却可能限度額を実態に合わせて見直す。

- 残存価額(10%)を引き下げることによって、減価償却が更に可能となる。
- 償却可能限度額(95%)を引き上げることによって、減価償却が更に可能となる。
- 現行制度が実態に即しておらず、企業の遊休設備の時価と整合化を図る必要がある。
- 時価と簿価の差を埋めることによって、適正なキャッシュフローを確保する。

(2) エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長

エネルギーの安定供給及び地球温暖化問題への積極的な対応を図る観点から、省エネルギーの強力な推進、新エネルギー等の導入促進に資する設備等の投資促進税制について、既存の対象設備の見直しを行いつつ、適用期限を延長する。

1 . 現行制度

省エネ・新エネ等に資する対象設備を適用期間内に取得した場合、30%の特別償却（中小企業者等は、取得価額の7%の税額控除との選択可能）

2 . 改正案

対象設備の見直しを行いつつ、適用期限を延長する（2年間）

(3) 中小企業投資促進税制の延長【後掲】

.個人等の投資を促進する税制改革

1.金融・証券市場の改革

(1)金融課税一元化の更なる推進 損益通算の適用範囲の拡大

「貯蓄から投資へ」の流れを拡大するため、平成15年度改正では、公募株式投資信託の償還（解約）損失と株式等に係る譲渡損益に関して損益通算が可能となる制度を導入した。引き続き、譲渡所得と配当所得等との間にまで損益通算範囲を拡大し、金融所得課税の一元化を目指す。

1.現行制度

公募株式投資信託の償還損失と株式等に係る譲渡損益に限り損益通算可能（平成15年度税制改正）

2.改正案

金融課税一元化へ向け、引き続き損益通算の範囲拡大（譲渡損益と配当所得間の損益通算）を要望する。

非上場株式に関する税率軽減

証券市場対策の観点から、上場株式に関する譲渡益課税の税率軽減は行われてきたが、非上場株式については据え置かれている。ベンチャー企業への直接投資の拡大、中小企業の事業承継の円滑化を図るため、非上場株式に係る譲渡益課税の税率の軽減等を行う。

1.現行制度

上場株式等の譲渡益に係る税率 20%（平成15年以後5年間は10%の軽減税率）
非上場株式の譲渡益に係る税率 26%

2.改正案

非上場株式の譲渡益にかかる税率の軽減（26% 20%）等を行う

(2)個人株主投資促進税制の創設

我が国の個人金融資産のうち株式投資の割合は、欧米に比べ極めて低い。個人株主による小口の中長期的な証券投資の拡大を通じ、証券市場の活性化やリスクマネー供給の円滑化のため、特別な口座（PEP口座）を通じた株式投資について、そこから生じた株式譲渡益等を非課税とする制度を新設する。

1.現状

我が国の個人金融資産のうち株式投資の割合（4.8%）は、欧米諸国に比べ低位（米国：37.3%、仏：39.7%）。株式等は、元本割れの可能性があるリスク商品であるため、投資家はハイリスクの見返りとして、一定のリターンを期待しているにもかかわらず、長期の株式市場低迷の影響もあり、譲渡益及び配当がリスクに見合ったリターンになっていないことから、個人投資家による株式投資が伸び悩んでいる。

【特例措置】

平成13年度税制改正において、14年末までに上場株式等を取得し、2年間保有を続け、17～19年に譲渡する場合、元本1000万までは譲渡益を非課税とする制度が創設された。

2.改正案

年間一定限度額までは、特別な口座（PEP口座）を通じた株式投資について、そこから生じた株式譲渡益等を非課税とする制度を新設する。

【参考】英国版 PEP (個人株式保有プラン) について

- ・英国において1987年に導入された、個人投資家による株式投資促進プラン (Personal Equity Plan)
- ・PEP口座にて1年間保有された株式等(株式、投資信託)については、譲渡益および配当金を非課税とする措置。
- ・株式等保有上限額は年間9,000ポンド(約180万円)であり、年々累積。
- ・1998年度末時点で、PEPを通じた投資総残高は約18兆円、1人あたり投資残高は300万円。

2.住宅・土地取引の拡大策

(1)住宅ローン減税の延長

これまで経済の下支えに一定の効果を発揮してきた住宅ローン減税を引き続き延長する。また、良質なストック形成を加速するため、対象住宅を拡大するなど現行制度の充実を図る。

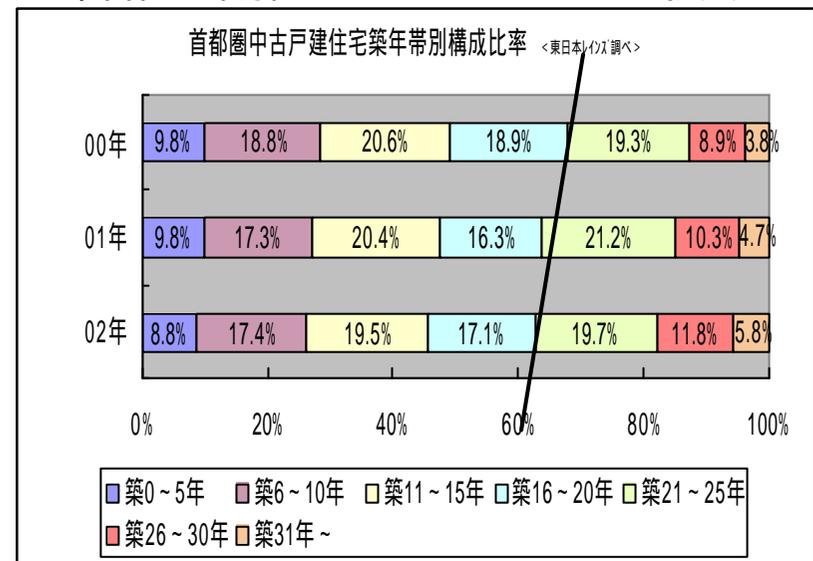
1.現行制度

税額控除の対象：以下の住宅購入等資金を10年以上に渡り借り入れていること。

住宅の新築・取得のための借入金
(築20年未満、マンションの場合25年未満)
一定の増改築のための借入金

控除内容：<平成15年12月31日までに居住の用に供した場合>
借入金の年末残高5,000万円のうち、1%を10年間に限り税額控除(1年当たりの最高控除額50万円)
<平成16年1月1日～12月31日までに居住の用に供した場合>
借入金の年末残高2,000万円のうち、1%を、
2,000万円～3,000万円までのうち、0.5%を、
6年間に限り税額控除(1年当たりの最高控除額25万円)

中古住宅取引とリフォームのニーズの拡大]



2.改正案

15年12月31日で期限の切れる所得税額控除制度を2年間延長する。
新築後20年以上(マンションは25年以上)のものであっても、一定の基準を充たすものについては、本制度の対象とする。
増改築等につき、ローン返済期間要件(10年以上)を短縮する。

(2) 固定資産税の負担水準の引下げ等

収益が伸び悩む企業において、所得の有無にかかわらず負担しなければならない固定資産税負担が経営を圧迫している。資産デフレの解消、産業競争力の強化の観点から、商業地等にかかる固定資産税の負担水準の引下げが必要。

また、土地取引の活性化、土地の有効利用を促すため、土地等の買換え時の課税特例を延長するとともに、土地の譲渡益に係る重課措置を撤廃する。

1. 現行制度

商業地等については、土地の評価額（公示地価の7割）の6割～7割（負担水準）を目途として固定資産税を課税。企業の規模を問わず、重い負担となっている。

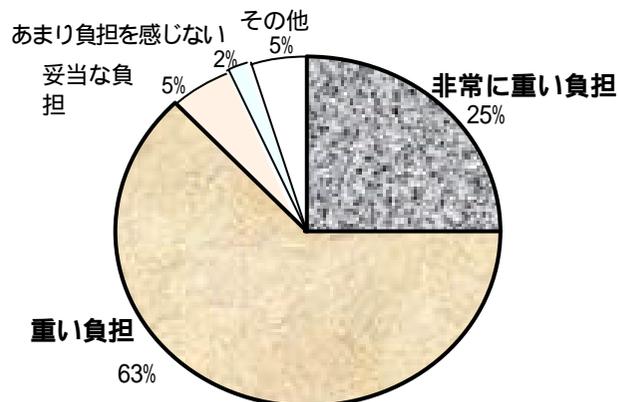
また、10年超長期所有の土地等に係る一般的な買換えに際しては、圧縮記帳制度（80%）を利用して、譲渡益課税を繰り延べることが可能となっている。

2. 改正案

商業地等にかかる固定資産税の負担水準（現行の上限は7割）を引き下げるとともに、土地等の買換え時の課税特例を延長する。併せて、土地の譲渡益に係る重課措置を撤廃する。

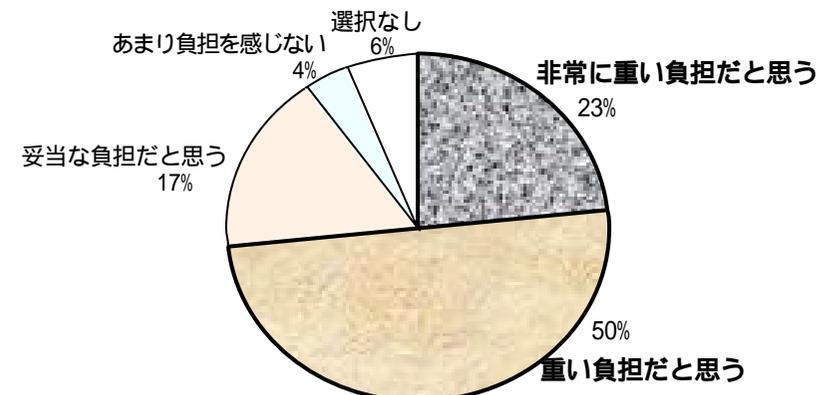
固定資産税の負担感について

土地保有課税問題協議会アンケート結果（14社 平成15年8月）



大企業の約8割に重い負担感

中小4団体アンケート結果（2,343社 平成15年8月）



中小企業の約7割に重い負担感

中小企業・ベンチャー企業の活力を引き出す税制改革

1. 中小企業投資促進税制の延長

長引く景気低迷の中、中小企業の設備投資は低調であり、生産設備は老朽化。このままでは、企業の生産性は低下し、国際競争力の地盤沈下や更なる空洞化が懸念される。このため、資金繰りの厳しい中で思い切った設備投資を可能とする中小企業投資促進税制の延長を行う。

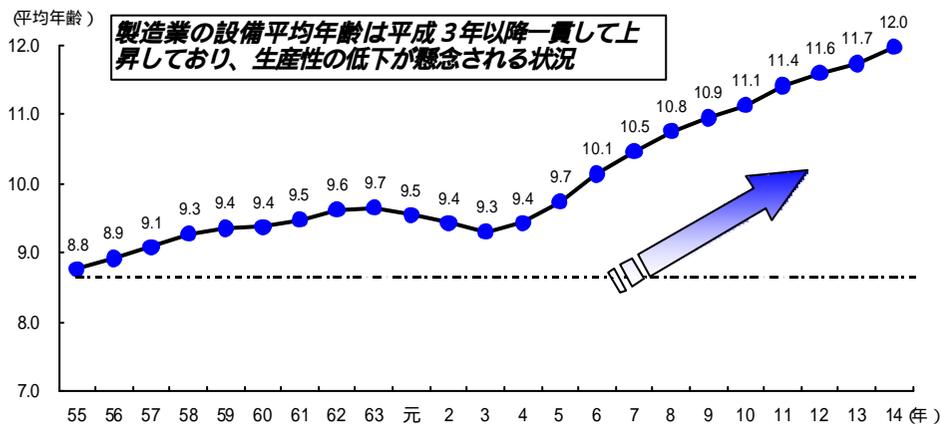
1. 現行制度

中小企業者等が機械設備（限定無し）等を取得した場合、取得価額の7%の税額控除（リース契約による賃借を含む）又は30%の特別償却

2. 改正案

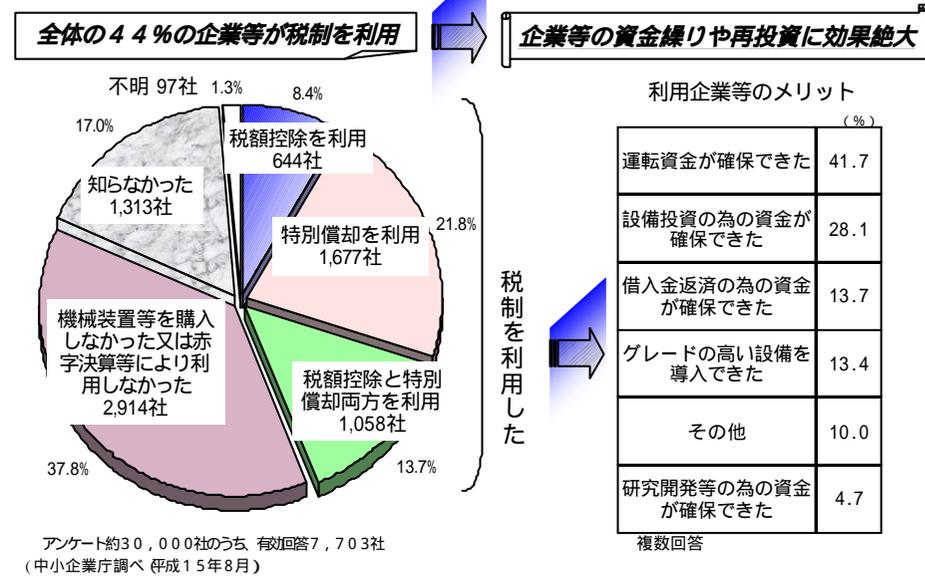
適用期限を延長する（2年間）

製造業の設備平均年齢（ヴィンテージ）の推移



備考：設備平均年齢 = [(前期末の平均年齢 + 1) × (前期末の資本ストック - 今期の除却額) + 今期の設備投資額 × 0.5] ÷ 今期末の資本ストック

中小企業投資促進税制の利用状況



なお、今回の調査によれば7割の企業等が「設備投資に際し、本税制の存在を考慮」と回答。

2 . 中小企業の事業承継等に資する非上場株式の譲渡益課税等の軽減・見直し

中小企業の事業承継は相続に限られない。適当な後継者がなく親族以外に経営を引き継ぐ場合や、M & Aによる経営の引き継ぎも経済活力や雇用を守る上で重要。しかし、現在、非上場株式の譲渡益課税は、上場株式に比べて著しく不公平。従って、事業承継の円滑化のため、非上場株式の譲渡益課税の軽減を図る。

また、相続人が相続税納税資金確保のために会社へ自己株式を売却した場合、みなし配当とされ、高税率（最高50%）により課税される（上場株式は譲渡益課税で現行10%）。せっかく相続税を納めようと努力している中小企業にさらに過重な税負担を課すことは不合理であり、このような公平性を失った課税の見直しが必要。

1 . 現行制度

上場株式と非上場株式の間に、著しい不公平が発生

	上場株式	非上場株式
株式譲渡益課税		
税率	(平成15年～19年) 10% (平成20年～) 20%	26%
譲渡損失の扱い	3年間の繰越控除	特例なし
課税価格の軽減	創業者利得の特例 (公開前3年以上保有した株式を公開後1年以内に譲渡した場合、 課税価格が1/2に軽減 。税率10%の間は適用停止)	特例なし
金庫株 会社への売却	譲渡益全額に対し 譲渡益課税 (税率は同上)	みなし配当課税(最高50%) + 譲渡益課税(26%) 譲渡価額と資本等の金額に対応する部分の差額に対して課税

2 . 改正案

(1) 中小企業の事業承継等を支援するため、非上場株式の譲渡益に係る税率の軽減(26% → 20%)等を行う。

(2) 金庫株の取得に係るみなし配当課税の見直し

事業承継の円滑化等を図るため、相続時の納税資金確保等のために金庫株を活用しても、みなし配当課税とせず、上場株式と同様に譲渡益課税とする。

3 . 事業承継税制の拡充

中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力。それが、相続税の過重な負担のために次世代に継承されないことは、我が国経済にとって大きな損失。欧米では、遺産税（相続税）の廃止（米国）、事業用資産に対する100%課税免除（英国）など大胆な事業承継対策が講じられており、我が国においても、中小企業の実業承継を円滑にするための制度強化に引き続き取り組むことが重要。

1 . 最近の改正

【14年度税制改正】

中小企業の経営者が所有する自社株に対し、相続税の課税価格を10%軽減する制度を創設等

【15年度税制改正】

(1) 自社株特例と小規模宅地特例の併用を可能に

(2) 自社株に対する軽減措置の拡充

軽減対象上限の引き上げ（発行済株式総数 1 / 3 まで 2 / 3 に拡充）

対象会社要件、被相続人要件の緩和

(3) 相続時精算課税制度の創設（経営者の生前の実業承継の円滑化）

2 . 改正案

(1) 自社株に対する軽減措置の拡充

相続税の課税価格を10%軽減する措置を50%軽減に拡充等

(2) 取引相場のない株式等に係る評価方法の更なる適正化

(3) 事業用資産に係る包括的な軽減措置の導入

諸外国における事業用資産の実業承継に係る税制

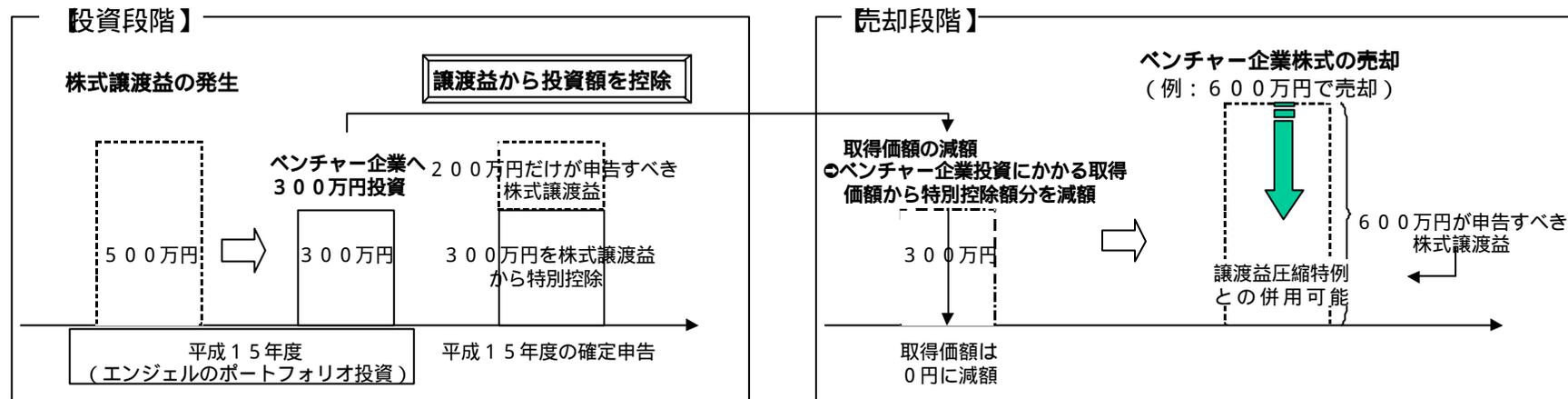
	条件	軽減措置
アメリカ	遺産税（相続税）の段階的廃止 （2010年に全廃）	
イギリス	相続 2年前から保有	100%軽減
フランス	相続前 2年 相続後 5年事業継続	50%軽減
ドイツ	相続後 5年事業継続	25.6万ユーロ控除 （約3,500万円） + 40%控除

4. 創業・ベンチャー企業への投資促進 住民税へのエンジェル税制の導入等

我が国経済活性化の源泉たるベンチャー企業への投資に限り株式譲渡益の範囲で所得税の特例控除を行う制度を平成15年度税制改正において創設。本措置を更に強化し、地域ベンチャー企業を育成する観点から住民税についても同様の措置を講ずる。また、投資ファンドに係る管理費用について税務上の取扱を明確化し、投資ファンドを通じたベンチャー投資を促進する。

1. 現行制度

ベンチャー企業への投資額につき、同一年分の株式譲渡益額を限度として、株式譲渡益額から特例控除することで、株式譲渡益のベンチャー企業への再投資促進を図る制度を平成15年度に創設。本措置により、平成15年単年度で制度創設来6年間の実績を上回る投資ファンド等の募集計画を見込む。(エンジェル税制を利用した募集計画が約120億円と6年間累計実績の24倍となる見込み)。



2. 改正案

所得税(国税)で認められた控除制度を住民税(地方税)においても導入する。また、投資ファンドの管理費、成功報酬を費用計上出来るよう取扱を明確化する。

年金関連税制の見直し

公的年金がスリム化せざるを得ない中で、必要最小限の公的年金を補完するものとして、老後に備えた自助努力を促進する観点から、私的年金の役割強化を図り、企業・個人にとって利便性の高い確定拠出年金を基幹的な私的年金制度として確立する。

1．特別法人税の撤廃

1．現行制度及び問題点

企業年金等の積立金に特別法人税（国税1%、地方税0.173%）が課されている。（但し、平成11～16年度まで課税凍結中。）企業年金の運用利回りが大きく低下する中、積立金への課税は年金運用に多大な悪影響を及ぼしている。さらに、積立金そのものに対する課税は、主要先進国にも例がなく、まさに二重課税。

2．改正案

企業年金等に係る特別法人税を撤廃する。

2．確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等

1．現行制度及び問題点

確定拠出年金は、退職給付債務が発生しないこと、個人の持分が明確でありポータビリティが高いことから、企業、個人の双方にとって利便性の高い制度であるが、拠出限度額が低いなどの指摘がなされている。

2．改正案

確定拠出年金制度において拠出限度額の引上げ等を行う。

.その他の租税特別措置 (主要項目)

1.エネルギー 環境関連税制の整備

(1)自動車関連諸税の拡充 (グリーン税制の延長等)

自動車税のグリーン化（排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は自動車税を軽減し、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税を重課する）について、所要の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。

省エネ法に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成車に係る自動車取得税の特例措置（30万円を価格から控除する）について、所要の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。

最新排出ガス規制適合車の早期取得に係る自動車取得税の特別措置の対象に「平成17年排出ガス規制適合車」を追加する。

自動車NOx・PM法対策地域内において窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準非適合車を代替した場合の特例措置の対象に、「平成17年規制に適合している車」を追加する。

(2)エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長【再掲】

(3)一般公害防止用設備の特別償却制度等の延長

我が国の環境対策の推進のため、企業の巨大な公害防止投資負担を軽減することを目的として、一般公害防止用設備の特別償却及び固定資産税の特例措置の適用期限を延長する。

(4)再商品化設備等の特別償却制度等の延長

循環型経済システムの構築に向けてリサイクル等を推進する観点から、企業のリサイクル設備投資の負担を軽減するために、特別償却及び固定資産税の特例措置の適用期限を延長する。

(5)脱特定物質対応型設備の特別償却制度の延長

オゾン層保護対策及び地球温暖化防止対策の観点から、CFC（クロロフルオロカーボン）等から代替物質への転換を促進するため、脱特定物質対応型設備等について、一部の設備について見直しを行いつつ、特別償却の適用期限を延長する。

(6)石油石炭税の免税及び還付措置の拡充

石油化学製品製造用輸入及び国産ナフサ、農林漁業用輸入及び国産A重油の石油石炭税免税措置及び還付措置の適用期限を延長するとともに、石油化学製品製造用輸入及び国産ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）を免税及び還付の対象として追加する。

(7)探鉱・開発関連税制の適用期限の延長

海外投資等損失準備金制度

内国法人が海外の資源探鉱・開発事業法人に投資する場合、投資損失のリスクに備え、投資の一定額を準備金として積み立てることができる特例について、適用期限を延長する。

鉱業所得の課税の特例制度（減耗控除制度）

鉱業を営んでいる者が探鉱するための費用の一部を準備金として積み立て、その準備金を実際の探鉱費用に充てた場合には一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例（減耗控除制度：製造業における減価償却制度に相当）について、適用期限を延長する。

金属鉱業等鉱害防止準備金制度

鉱害防止事業の確実な実施を図るため、金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を延長する。

(8)ガス事業法改正による固定資産税等の特例措置の拡充

ガス事業法の改正により「ガス導管事業者」が新たにガス事業者に位置づけられたことから、固定資産税等の特例措置の対象にガス導管事業者が新設した償却資産等を追加する。

(9)ガス熱量変更準備金制度の適用期限の延長

都市ガスの安全性の向上、ガス料金の安定化・低廉化の観点から、都市ガス事業者が高熱量ガスへの統合（熱量変更）に要する費用を平準化するガス熱量変更準備金制度について、適用期限を延長する。

2. 中小・ベンチャー企業の支援

(1) 中小ベンチャー企業に関する欠損金に係る特例措置

意欲ある中小企業の資金繰りを円滑化するため、一定要件を満たす中小企業者等について、欠損金の繰戻還付を可能とする特例措置の適用期限の延長を行う。

(2) 中小企業技術基盤強化税制の拡充

中小企業の研究開発活動を促進するため、試験研究費の範囲の適正化（研究兼務者の人件費を対象に追加）を図る。

(3) ベンチャー企業のスピノフの環境整備

企業に埋もれる人材・技術の有効活用、革新的イノベーションの創出を促進するため、企業からのスピノフに係る所要の環境整備を行う。

(4) 同族会社の留保金課税に係る課税停止措置の適用期限の延長

内部資金の充実により、新たな設備投資や研究開発活動を促進するため、創業者、新事業を開始する一定の中小企業者等に対する留保金課税停止措置の適用期限を延長する。

(5) 青色事業主の勤労性を認めた「事業主報酬制度」の創設

個人事業主と法人事業主の税負担の公平を図るため、青色申告者に対する事業主報酬制度として、個人事業主の勤労性を考慮した新たな控除制度を創設する。

3.証券関連税制

(1)CPIに関する印紙税の軽減措置の適用期限の延長

約束手形CPは、企業の短期資金調達手段として極めて重要な役割を果たしている。引き続き発行コストを軽減し企業の安定的な資金調達を支援するため、約束手形CPに関する印紙税の軽減措置の適用期限を延長する。

(2)民間国外債の利子等の非課税措置の適用期限の延長

本邦企業の国際資本市場での資金調達の円滑化を図る観点から、非居住者及び外国法人に対する民間国外債の利子及び発行差金の非課税措置を延長する。

(3)短期外債の償還差益について源泉徴収を不要とする制度の創設

償還差益についての源泉徴収不適用措置について、国内発行体によるCPと同様に、海外の発行体が日本国内で発行する電子CP（短期外債、いわゆるサムライ電子CP）についても認める制度を創設する。

(4)商品取引員が弁済機関へ納付する負担金について損金算入を認める制度の創設

商品先物取引における委託者債権の保全を強化するため、商品取引員の弁済機関への加入を義務付けることに伴い、取引員が納付する弁済機関への負担金について損金算入を認める制度を創設する。

4.対内直接投資・貿易促進関連税制

(1)三角組織再編に係る課税繰り延べの特例措置の創設

企業がグローバルな組織再編成を円滑に実施できるようにするため、産業活力再生特別措置法上の計画認定を受けて親会社（外国親会社を含む）の株式を対価として合併等を行う際に、現行税制における適格組織再編成と同様に課税の繰り延べが適用されるよう、特例を設ける。

(2)欠損金の繰越期間の特例

対日直接投資の拡大を図るため、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」で規定された特定対内投資事業者の欠損金の繰越期間の特例措置を延長する。

(3)特定集積地区における一定の設備の特別償却

輸入関連事業者の集積を図るため、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」で規定された特定集積地区における特別償却の適用期限を延長する。

(4)外国税額控除制度の拡充等

国際的な二重課税を排除し、税制の中立性を高めるべく、間接税額控除の対象となる子孫会社の範囲を拡大（出資比率25%→10%）する等の措置を講ずる。

5.住宅・土地関連税制

投資法人に係る課税の特例

不動産投資法人（REIT）が不動産特定目的会社（SPC）の発行する優先出資証券を50%以上保有する場合にも、ペイ・スルー性（法人段階では非課税で、構成員段階で課税）を維持することが可能となるよう、損金算入要件の一部見直しを行う。

6.その他の措置

(1)事業税の外形標準課税部分の課税ベース(資本割)の特例

一定の海外投資事業会社に係る特例の創設

資本の大半を海外の資源開発事業等に投資している企業のうち、海外に事業所を持たない企業や、海外子会社の持株比率が50%以下であるため、持株会社特例を使うことが出来ない企業については、資本割が偏重となっている。このため、一般の海外投資企業並みに資本割を軽減する措置を創設する。

国等から出資が行われている一定の株式会社に係る特例の創設

事業活動規模に比べて、資本金の額が大きくならざるをえない構造にある国等の出資により設立された株式会社について、資本割を軽減する措置を講ずる。

創業期の研究開発型ベンチャー企業に係る特例の創設

- ・ 収入金額に対して試験研究費等の支出割合が大きい、創業間もないベンチャー企業について、特例を創設する。
- ・ 中小企業創造法等の規定による事業を実施する中小企業について、特例を創設する。

欠損填補を行った場合の課税標準の適正化(再掲)

(2)民活法に規定する特定施設に対する事業所得税の資産割に係る事業所得の特例措置の適用期限を延長

事業リスクが大きく、大規模な初期投資が必要な特定施設の整備事業を円滑にする観点から、民活法に規定する特定施設に係る特例措置の適用期限を延長する。

(3)商業施設等の特別償却制度(中心市街地活性化法関連)の適用期限の延長

中心市街地において商店街振興組合等が行う商業施設等の整備を促進するため、商業施設等の特別償却(8%又は12%)制度の適用期限を2年間延長する。

.今後の検討課題

1.法人税率引き下げの検討

地方税を含めた実質的な法人税率の引下げについては、経済状況、わが国の税負担の水準や税体系全体のあり方との関連、さらには先進国、アジア各国との税率のバランスを踏まえて、検討する。

2.組織法制の見直しに対応した税制の整備

平成17年に予定されている「会社法の現代化」の中で、検討が予定されている新たな会社組織形態について、所要の税制の整備を図る。

3.少子高齢化に対応した各種控除の見直し

高齢者の生活や社会保障を支えることに関する、広く、公平な負担を実現するため、各種所得控除の見直しを行う。

4.地方税の構造改革

地方自治体の行政に関しては、今後、介護、育児、その対人サービスの割合が拡大する。これらの財源は「受益と負担」の観点から、地方の住民に広く負担を求めるべきである。他方、主要先進国と比較した場合、税収が法人に大きく依存している我が国の地方税の構造は異例である。また、我が国の地方税は課税標準が複雑であり、重複も見られる。よって、地方税の構造改革を検討していく必要がある。

5.納税者番号制の導入について

課税の公平性を確保する観点から、納税者番号制度の導入を検討する。

6.地球温暖化問題を踏まえた環境関連税制のあり方

地球温暖化問題を踏まえた環境関連税制のあり方については、政府の「地球温暖化対策推進大綱」に基づき、ステップバイステップのアプローチの下、他の手法との比較、環境保全上の効果、産業競争力に与える影響等を十分勘案しながら、引き続き総合的に検討する。

平成 1 6 年度税制改正に関する経済産業省意見

平成 1 5 年 8 月
経 済 産 業 省

【国 税】

． 経 済 活 性 化 へ 向 け た 税 制 改 革

1 ． 産 業 再 生 ・ 早 期 事 業 再 生 の 推 進

- (1) 欠損金の繰越期間の拡充及び欠損金の繰戻還付の不適用措置を撤廃する。
- (2) 連結付加税を撤廃する。
- (3) 事業再生を促進するため、債務免除等があった場合に繰越控除できる期限切れ欠損金の算出方式の適正化を図る。

2 ． 設 備 投 資 の 促 進

- (1) 機械及び装置に係る残存価格及び償却可能限度額の見直しを行う。

3 ． 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 関 連 税 制 の 整 備

- (1) エネルギー需給構造改革促進税制について、対象設備について見直しを行いつつ、適用期限を延長する。
- (2) 一般公害防止用設備の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (3) 再商品化設備等の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (4) 脱特定物対応型設備の特別償却制度について、一部の設備について見直しを行いつつ、適用期限を延長する。

．個人等の投資の拡大

1．金融・証券関連税制

- (1) 非上場株式の譲渡益に係る税率の引き下げ等を行う。
- (2) 非居住者及び外国法人に対する民間国外債の利子等の所得税及び法人税に対する非課税措置の適用期限を延長する。
- (3) コマーシャルペーパーに係る印紙税の特例措置の適用期限を延長する。
- (4) 短期外債の償還差益について、源泉徴収の不適用を行う措置を講じる。
- (5) 損益通算の適用範囲を拡充する（譲渡益と配当所得間の通算を可能とする）とともに、損失繰越措置を拡充する（株式投資信託の損失繰越を可能とする）。
- (6) 商品取引員が弁済機関へ納付する負担金について損金算入を認める制度等を創設する。
- (7) 個人株主投資促進税制を創設する。

2．住宅・土地関連税制

- (1) 住宅ローン減税について、対象住宅の拡充を行いつつ適用期限を延長する等、住宅投資の促進を図る。
- (2) 住宅用家屋の所有権の保存及び移転登記における税率軽減について、所要の見直しを行いつつ、適用期限を延長する。
- (3) 不動産投資信託法人の損金算入要件について、所要の見直しを行う。
- (4) 土地の譲渡益重課税制度を撤廃する。
- (5) 個人の土地等に係る長期譲渡所得の課税の特例措置を延長する。
- (6) 特定の資産の買換えの場合等の所得税又は法人税の課税の特例措置（国内にある長期保有資産の譲渡関連）の適用期限を延長する。
- (7) 特定の住宅用資産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置を延長する。
- (8) 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を延長する。
- (9) 土地の譲渡等がある場合の特別税率の不適用措置（地域振興整備公団関連）の適用期限を延長する。
- (10) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（地域振興整備公団関連）の適用期限を延長する。

．中小・ベンチャー企業の支援

1．中小企業の設備投資等の促進

- (1) 中小企業投資促進税制の適用期限を延長する。
- (2) 「中心市街地活性化法」に基づいて商店街振興組合等が整備する商業施設等の特別償却制度の適用期限を延長する。

2．中小企業の事業承継の円滑化

- (1) 中小企業の事業承継等に資する以下に掲げる所要の税制措置を講ずる。
 - 非上場株式の譲渡益に係る税率の軽減等を行う。
 - 金庫株の取得に係るみなし配当課税の見直しを行う。
- (2) 中小企業の事業承継の円滑化等を図るため、以下に掲げるものを始め、所要の税制措置を講ずる。
 - 取引相場のない株式等に係る相続税課税価格の軽減措置を拡充する。
 - 取引相場のない株式等に係る評価方法の更なる適正化を図る。
 - 事業用資産に係る包括的な軽減措置を導入する。

3．スピノフベンチャーの促進

- (1) ストックオプション制度における利益課税の優遇措置の対象を親元企業から出向したベンチャー企業の役員、従業員まで拡充する。
- (2) スピノフベンチャー創業の際に行う現物出資について、課税繰延べの特例措置を創設する。
- (3) 退職所得控除について、見直しを行う。

4．その他の制度

- (1) 中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の範囲の適正化（研究兼務者の人件費を対象に追加）を図る。
- (2) 同族会社の留保金課税について、創業10年以内の中小企業、新事業創出促進法

認定企業並びに試験研究費及び開発費が一定以上の中小企業についての課税停止措置を延長する。

- (3) 青色申告特別控除制度について、青色事業主の勤労性所得を配慮した「事業主報酬制度」の創設等、所要の措置を講ずる。
- (4) 「中小企業経営革新支援法」に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者及び創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻しによる還付の不適用の適用除外措置の適用期限を延長する。
- (5) エンジェル税制の内容の充実を図る。
- (6) 保険会社等の異常危険準備金の適用期限を延長する。

．年金関連税制の再構築

- (1) 企業年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃する。
- (2) 確定拠出年金における拠出限度額の引き上げ等を行う。

．その他

1 ．対内直投・貿易促進関連税制

- (1) 「産業活力再生特別措置法」に基づく親会社株式を用いた三角組織再編についての課税繰延べの特例措置を創設する。
- (2) 外国税額控除に係る所要の税制措置を講じる。
- (3) タックスヘイブン税制に係る所要の税制措置を講じる。
- (4) 「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」で規定された特定対内投資事業者の欠損金の繰越期間の特例措置を延長する。
- (5) 「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」における特別償却の適用期限を延長する。

2 ．その他の制度

- (1) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の適用期限を延長する。
- (2) 海外投資等損失準備金制度の適用期限を延長する。
- (3) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を延長する。
- (4) ガス熱量変更準備金制度の適用期限を延長する。

- (5) 石油化学製品製造用輸入ナフサ等の石油石炭税免税措置及び石油化学製品製造用国産ナフサの石油石炭税還付措置の適用期限を延長するとともに、石油化学製品製造用の輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る石油石炭税免税措置及び国産粗製灯油、粗製軽油に係る石油石炭税還付措置を追加する。
- (6) 農林漁業用輸入 A 重油の石油税免税措置及び農林漁業用国産 A 重油の石油税還付措置の適用期限を延長する。
- (7) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ N E D O ）が国からの助成金で実施する補助事業において、補助対象事業者が取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、総収入額不算入の対象に平成 16 年度新規補助事業を追加する。

なお、今後の経済動向等経済社会の情勢いかんによっては、現行の景気対策税制の延長・拡充を含め、更に所要の税制改正措置を要望することとする。

【地方税】

1. 道府県民税及び市町村民税

- (1) 非上場株式の譲渡益に係る税率の引き下げ等を行う。
- (2) 非公開自己株式の取得における個人株主へのみなし配当課税の見直しを行う。
- (3) 損益通算の適用範囲を拡充する（譲渡益と配当所得間の通算を可能とする）とともに、損失繰越措置を拡充する（株式投資信託の損失繰越を可能とする）。
- (4) エンジェル税制において、ベンチャー企業への投資につき、同一年分の株式譲渡益から控除する措置を講じる。
- (5) エンジェル税制の内容の充実を図る。
- (6) 外国税額控除に係る所要の税制措置を講じる。
- (7) 企業年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃する。
- (8) 確定拠出年金における拠出限度額の引き上げ等を行う。
- (9) 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置における試験研究費の範囲の適正化（研究兼務者の人件費を対象に追加）を図る。
- (10) 個人の土地の譲渡益課税制度を撤廃する。
- (11) 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を延長
- (12) 個人株主投資促進税制を創設する。

2. 事業税

- (1) 一定の海外投資事業会社、国、地方公共団体等から出資が行われている一定の株式会社（第三セクター）、創業期の研究開発型ベンチャー企業及び(株)産業再生機構に係る外形標準課税の特例措置を創設する。
- (2) 事業再生を促進するため、減資等により欠損填補がなされた場合における法人事業税（外形標準課税の資本割）及び法人住民税（均等割）の課税標準の適正化を図る。
- (3) 商品取引所法に基づく弁済機関に対する法人事業税等について所要の措置を講ずる。
- (4) 電気供給業及びガス供給業について、「その他の事業」と同一の扱いに改める。

3．不動産取得税

- (1) 高圧ガス保安協会の実験・研究用不動産の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (2) 住宅を建築又は取得した際の課税標準の特例措置について、所要の見直しを行いつつ、適用期限を延長する。

4．自動車税

- (1) 自動車税のグリーン化について、所要の見直しを行った上で適用期限を延長する。

5．自動車取得税

- (1) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく一定の基準を満たす低燃費車に係る特例措置について、所要の見直しを行った上で適用期限を延長する。
- (2) 最新排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の適用対象に平成 1 7 年規制適合車を追加する。
- (3) 自動車 NO_x・PM 法対策地域内に係る窒素酸化物及び粒子状物質排出基準非適合車を代替した場合の特例措置の軽減対象に平成 1 7 年規制に適合している車を追加する。

6．固定資産税

- (1) 固定資産の負担水準の引き下げを行う。
- (2) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (4) 「火薬類取締法」「高圧ガス保安法」「ガス事業法」又は「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき許可等を受けた者が設置する土堤、防爆壁、障壁、貯槽室及び「石油コンビナート等災害防止法」に基づく特例事業者が設置する流出油防止堤に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (5) 電線類の地中化設備に係る課税標準の特例措置の拡充を行うとともに、適用期限を延長する。

7. 特別土地保有税

特別土地保有税については、平成15年度より新規に取得した土地に係る課税が停止され徴収猶予となっているが、徴収猶予の適用が終了する以下の法律に基づき取得した土地に係る非課税措置の適用期限を延長する。

「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に規定する特定集積地区において輸入関連事業者が整備する一定の施設の用に供する土地に係る非課税措置の適用期限を延長する。

「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づく業務拠点地区において産業業務施設の用に供する土地又は拠点地区において教養文化施設等の用に供する土地等に係る非課税措置について、適用対象となる基本計画の同意期限及び適用期間を延長する。

「農村地域工業等導入促進法」に規定する農村地域工業等導入地区において新增設された工業用建物等の敷地の用に供する土地に係る非課税措置の適用期限を延長する。

「大阪湾臨海地域開発整備法」に規定する開発地区において整備される一定の中核的施設の用に供する土地に係る非課税措置について、適用対象となる整備計画の同意期限を延長する。

8. 事業所税

- (1) 「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」に規定する特定施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (2) 「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に規定する拠点地区における教養文化施設等に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、適用対象となる基本計画の変更同意期限及び適用期間を延長する。
- (3) 「大阪湾臨海地域開発整備法」に規定する開発地区において整備される一定の中核的民間施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、適用対象となる整備計画の同意期限を延長する。
- (4) 「電気事業法」の改正に基づく関係政令の見直しを行う。

9 . その他

- (1) 「ガス事業法」の改正に伴い、所要の特例措置の拡充を行う。
- (2) 2 0 0 5 年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に伴う国有資産等所在市町村交付金の特例措置を創設する。

なお、今後の経済動向等経済社会の情勢いかんによっては、現行の景気対策税制の延長・拡充を含め、更に所要の税制改正措置を要望することとする。